

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第73号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(地方消費税の税率) 第53条の3 地方消費税の税率は、 <u>100分の25</u> とする。	(地方消費税の税率) 第53条の3 地方消費税の税率は、 <u>63分の17</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例の規定は、この条例の施行の日以後に事業者（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び同日以後に保税地域（同項第2号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び同日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。